

寄附禁止の概要

1

政治家の寄附禁止

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

（やであっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

（法 199 の 2 ・ 、法 249 の 2 ~ ）

2

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をされると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

（法 199 の 2 ・ 、法 249 の 2V ~ ）

3

後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

（法 199 の 5 、法 249 の 5 ）

4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。

（法 147 の 2）

5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

（法 152、法 235 の 6）

6 公民権の停止

1、2、3 及び 5 によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

（法 252）

寄附禁止 Q&A

第1 政治家の寄附禁止関係

1 政治家の行う寄附の禁止

結婚披露宴の祝儀、葬式の香典など

Q1

「葬式」とは、密葬、本葬すべてのことをいうのですか。また、無宗教式のものはどうですか。

A

「葬式」とは、死者を葬る儀式のことをいいますので、このような儀式であれば密葬、本葬すべてのものが含まれます。また、葬式とは、宗教色の有無を問わないもので、例えば、「お別れ会」のような無宗教のものも「葬式」に含まれます。

Q2

政治家が出席を予定している結婚披露宴や葬式に係る祝儀や香典を事前に相手方（選挙区内にある者）に届けることはどうですか。

A

政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されません。

Q3

政治家の配偶者などの親族や秘書が葬式に代理出席して、政治家の香典を相手方（選挙区内にある者）に届けることはどうですか。

A

政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されません。

Q4

「香典」はお金に限りますか。例えば、線香などを持っていくことはどうですか。

A

「香典」は金銭に限りますので、線香などを持っていくことは処罰の対象となります。

Q5

政治家が葬式のときに、供花・花輪を選挙区内にある者に対して出すことはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q6

「御供花料、御供物料」（仏式）、「御神前、御玉串料」（神式）、「御花料、御花輪料」（キリスト教式）などの表書きでお金を出すことも香典に含まれますか。

A

これらの表書きでお金を出すことも香典とみなされます。

Q7

「祝儀」はお金に限りますか。

A

お金だけでなく品物も含まれます。

Q8

政治家が葬式の日までの間に自ら弔問してその場においてする香典は罰則の対象となっていないませんが、いわゆる「通夜」に政治家が出席して香典を出すことはこれに含まれますか。

A

そのとおりです。

Q9

政治家が密葬に出席した後、本葬に自ら出席して、その都度香典を出すことはよいですか。

A

処罰の対象にはなりません。

Q10

密葬の日の後、政治家が弔問して遺族（選挙区内にある者）に対して香典を出すことはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q11

政治家が香典をもらった場合、香典返しをすることは寄附にあたりますか。

A

当該地域において香典返しが社会慣習上定着した一種の義務的な性格を持ったものとなっている場合、もらった香典に対して返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは、寄附にあたりません。

会費と寄附

Q12

会費制の結婚披露宴に政治家が出席し、定められた「会費」を払うことは差し支えありませんか。また、秘書が代わりに出席して「会費」を払うことはどうですか。

A

会費制の結婚披露宴に出席して「会費」を払うことは、それが純粋な「会費」である限り差し支えありません。これは秘書が出席する場合も同じです。

Q13

会費制でない結婚披露宴に政治家が招待されたとき、政治家が出席できないため、秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方の了解のもとに提供される料理代等に見合うお金を相手方（選挙区内にある者）に支払う場合

- (1) 政治家の名義で政治家が経費を負担することはどうですか。
- (2) 秘書の名義で政治家が経費を負担することはどうですか。
- (3) 政治家の名義で秘書が経費を負担することはどうですか。
- (4) 秘書の名義で秘書が経費を負担することはどうですか。

A

- (1) (2) いかなる名義をもってしても寄附をすることは罰則の対象となります。
- (3) 政治家の名義で寄附をすることも罰則の対象となります。
- (4) 差し支えありません。

Q14

会費制の出版祝賀会に政治家が無料で招待されたとき、相手方（選挙区内にある者）の了解のもとに無料招待を辞退して会に参加した場合、会費を支払うことはできますか。

A

会費を支払うことは差し支えありません。

Q15

会費制でない出版祝賀会に政治家が招待されたとき、提供される料理代等に見合う実費程度のお金を相手方（選挙区内にある者）に出すことは、差し支えありませんか。

A

政治家が行事に招かれたとき、包金を置くことは一般的には債務の履行としてなされるものとは認められませんので、寄附となり選挙区内にある者に対してすることは罰則をもって禁止されます。

その他

Q16

政治家が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは差し支えありませんか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q17

葬儀の読経などに対するお布施は、寄附にあたらないと考えてよろしいですか。

A

役務の提供に対する債務の履行と認められる場合は、寄附にあたりません。

Q18

政治家が自筆の色紙を選挙区内にある者に対して贈ることはどうですか。また、選挙区内にある者から差し出された色紙に揮毫をすることはどうですか。

A

色紙を贈ることは寄附にあたりますので禁止されます。相手方が持参した色紙に揮毫をすること自体は、一般的には寄附にあたりません。

Q19

政治家が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある）の社殿や本堂修復のため、政治家が寄附をすることはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q20

政治家が町内会の野球大会に際して、カップや記念品を贈ることはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q21

政治家が町内会の野球大会に際して、優勝者の持ち回りとするためのカップを貸すことも罰則の対象となりますか。

A

物品を貸すことも財産上の利益の供与に該当しますので、罰則の対象となります。

Q22

政治家が行う政治教育集会に関し、政治家が、食事や食料を提供することを除いて、社会通念上やむを得ないと認められる最小限度の旅費、宿泊費を参加者に出したり、バスをチャーターして参加者を会場に運ぶなど、現物支給をすることはできるとされていましたが、この点についての変更はないと考えてよろしいですか。

A

変更ありません。

Q23

政治家が行う政治教育のための集会において、政治家がお茶やお茶請け程度の茶菓を選挙区内にある者に対して提供することはどうですか。

A

差し支えありません。

2 政治家を名義人とする寄附の禁止

Q24

市が「市長甲野太郎」と表示して、選挙区内にある者に対して記念品を贈ることはどうですか。

A

一般的には違反しませんが、「市」の表示によることが望ましいものです。

Q25

甲野太郎が政治家のとき、A 株式会社が「A 株式会社甲野太郎」と記載したのし紙をつけたお中元を選挙区内にある者に贈ることはできますか。

A

政治家の関係会社等の寄附についても禁止されており、選挙に関するものであれば罰則の対象となります。また、「甲野太郎」の部分を書き大きく書いて「甲野太郎からです」などという場合には「政治家を寄附の名義人とする寄附」にも該当しますので、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

Q26

秘書が自己の負担において寄附をする場合、「議員秘書」という肩書きの名刺を添えても差し支えありませんか。

A

政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

Q27

後援会の会長が自己の負担において寄附をする場合、「議員後援会会長」という肩書きの名刺を添えても差し支えありませんか。

A

政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

Q28

政治家の親や子供あるいは配偶者が、その経費を自己負担し、自己の名義で寄附をすることはできますか。

A

差し支えありません。

3 勧誘・要求

Q29

「威迫して」とは、どういう意味ですか。

A

「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいうものと解されています。

Q30

町内会の役員は、町内にいる政治家に対して祭の寄附の勧誘・要求をしてはいけませんか。

A

政治家に対して祭の寄附の勧誘・要求をすることは禁止されています。なお、政治家を威迫して寄附の勧誘・要求をした場合には罰則の対象となります。

第2 後援団体の寄附禁止関係

Q1

後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか。

A

その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。

Q2

選挙前の一定期間以外の期間において、後援団体の10周年記念大会で会員（選挙区内にある者）に対して記念品を配ることは差し支えありませんか。

A

後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り、一般的には差し支えありません。

Q3

選挙前の一定期間以外の期間において、後援団体の見学旅行会で会員（選挙区内にある者）に対して通常用いられる程度の食事の提供をすることは差し支えありませんか。

A

後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り、差し支えありません。

Q4

選挙前の一定期間以外の期間において、後援団体が主催する会員のゲートボール大会の優勝者に後援団体が賞として後援団体の会長杯を寄贈することはどうですか。また、優勝者に高額な時計等を寄贈することはどうですか。

A

会長杯を寄贈することが後援団体の設立目的により行う行事、事業に関してされるものであれば禁止されません。高額な時計等を寄贈することは、後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められない場合が多く、祝儀に該当すると考えられます。

Q5

後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q6

後援団体が町内の老人会の設立10周年記念やソフトボール大会に祝いを出すことはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q7

後援団体が町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに饂別を贈ることは許されますか。

A

饂別を贈ることは、一般にその後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められず、罰則の対象となるものと考えられます。

Q8

後援団体が選挙区内にある者の新築祝いを出すことはどうですか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q9

「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの」とは何ですか。

A

「花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの」とは、花輪、供花、香典、祝儀のほかに、「これらに類するもの」としてしきび、法事等における供物（科）や各種の式典における盛物等が考えられます。

Q10

選挙前の一定期間において、後援団体が後援団体の総会に出席した会員に通常用いられる程度の食事を提供することは差し支えありませんか。

A

罰則をもって禁止されます。

第3 あいさつ状の禁止

Q1

印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏名を自署したものは、自筆によるあいさつ状と認められますか。

A

自筆によるあいさつ状と認められません。

Q2

パソコン・ワープロによるあいさつ状は、自筆によるあいさつ状と認められますか。

A

自筆によるあいさつ状と認められません。

Q3

昨年もらった年賀状（答礼のための年賀状は出していない。）に対して、今年その答礼として年賀状を出すことはどうですか。

A

禁止されます。

Q4

クリスマスカードは年賀状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状に含まれますか。

A

含まれます。

Q5

年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状には、大会などへの祝電や弔電が含まれますか。

A

含まれません。

Q6

年賀電報、電子郵便により選挙区内にある者に対して、年賀のためのあいさつ状を出すことは禁止されますか。

A

禁止されます。

Q7

「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」という欠礼のハガキを選挙区内にある者に対して出すことはどうですか。

A

年賀状に類するあいさつ状と認められますので、禁止されます。

Q8

選挙区内にある者に対するハガキの中に、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合はどうですか。

A

時候のあいさつとそれ以外の文書がある場合には、全体としてみても時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになります。

Q9

ファックスにより選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を送ることはどうですか。

A

禁止されます。

第4 あいさつを目的とする有料広告の禁止

Q1

政策広告は禁止されますか。

A

政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告にはあたりません。

Q2

選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることはどうですか。

A

有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れることで、全体としてみて、主として、年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合や、主として、慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されます。

Q3

「年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ」には、余寒見舞、残暑見舞も含まれますか。

A

含まれます。

Q4

「慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつ」とは、具体的にはどのようなものが考えられますか。

A

各種の大会に係る祝いや人の死亡に係るあいさつ、地元の高校の野球大会への出場に係る激励のあいさつ、後援団体の結成 20 周年にあたりこれまでの支援に対する感謝のあいさつ、災害見舞などが考えられます。

Q5

選挙区内において政治家自身が喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q6

政治家自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することはできますか。

A

差し支えありません。